

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年9月11日 18時56分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第2区 徳山下松港新川防波堤灯台から真方位310°620m付近 (概位 北緯34°00.4′ 東経131°51.4′)
事故の概要	貨物船SHUN FA 11は、離岸作業中、浅所に乗り揚げた。 SHUN FA 11は、船底に擦過傷及び破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月18日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 SHUN FA 11（カンボジア王国籍）、1,483トン 9093892（IMO番号）、HONG KONG SHUN FA INTERNATIONAL SHIPPING LIMITED
乗組員等に関する情報	船長（インドネシア共和国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷及び直径約3cmの破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船首約4.2m、船尾約5.3mの喫水で、船長が操船指揮をとり、徳山下松港下松第2ふ頭に左舷着けの状態から離岸してすぐに右回頭を始めたところ、同ふ頭東方約50～100mに拡張する水深約4mの浅所に乗り揚げた。
分析	本船は、徳山下松港下松第2ふ頭を離岸して右回頭中、同ふ頭東方の浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、徳山下松港下松第2ふ頭を離岸して右回頭中、同ふ頭東方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。